

2015年版「税務手帳」追録

(平成27年6月1日現在)

編集 日本税理士会連合会

東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館8階
郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

発行 株式会社 中央経済社

目 次

●平成27年度税制改正	1
①国税通則法	1
②法人税	2
③所得税	13
④相続税・贈与税	17
⑤消費税	20
⑥地方税	24
●健康保険・厚生年金保険の保険料額表	27

●平成27年度税制改正

1 国税通則法

1. 税務調査手続きの見直し

- (1) 調査が終了した後において新たに得られた情報に照らし非違があると認めるときに行う再調査について、前回調査の範囲を実地の調査に限ることとする。
- (2) 複数の税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税義務者が代表する税務代理人を定めたときは、これらの税務代理人への事前通知は、その代表する税務代理人に対してすれば足りることとする。

2. 無申告加算税の不適用制度

適用対象となる期限後申告書の提出期限を、法定申告期限から1月以内（現行：2週間以内）に延長する。

3. 国外転出等特例の適用がある場合

所得税について、その更正決定等の期間制限を7年とする。

4. 法人税に係る純損失等の金額に係る更正

請求期間及び期間制限を10年（現行9年）に延長する。

（注）平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる純損失等の金額について適用する。

2 法人税

1. 受取配当等の益金不算入制度の見直し

益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合を次のとおりとする。

現 行		改 正 後	
区 分	不算入割合	区 分	不算入割合
完全子法人株式等 (株式等保有割合 100%)	100分の100	完全子法人株式等 (株式等保有割合 100%)	100分の100
関係法人株式等 (株式等保有割合 25%以上)		関連法人株式等 (株式等保有割合 3分の1超)	
上記以外の株式等	100分の50	その他の株式等	100分の50
		非支配目的株式等 (株式等保有割合 5%以下)	100分の20

(注1) 「その他の株式等」及び「非支配目的株式等」については、負債利子控除の対象から除外する。

(注2) 関連法人株式等に係る負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度とする。

2. 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

- (1) 内国法人が外国子会社（持株割合25%以上等の要件を満たす外国法人）から受ける配当等の額で、その配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地国の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合には、その受ける配当等の額を、本制度の適用対象から除外する。
- (2) 上記(1)の改正により、益金不算入としないこととされた外国子会社からの剰余金の配当等の額に対して課せられる外国源泉税等の額を、外国税額控除の対象とする。

(注) 平成28年4月1日以後に開始する事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について適用する。

3. 借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入制度

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の使用の認可を受けた事業と一体的に施行される事業により設置される一定の施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権の設定により土地を使用させた場合における土地の帳簿価額の一部の損金算入に係る要件を、その設定の直前におけるその土地の価額のうちに、その価額からその設定の直後におけるその土地の価額を控除した残額の2倍に相当する金額にその土地における地表から大深度までの距離をその借地権の設定される範囲のうち最も浅い部分の深さからその大深度までの距離で除して得た数を乗じて計算した金額の占める割合がその設定の直前におけるその土地の価額に対して10分の5以上となる時とする。

4. 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

青色申告書を提出する法人で改正地域再生法の施行の日から平成30年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けたものが、2年以内に、特定建物等の取得等をしてその事業の用に供した場合には、その取得価額の15%（移転型の場合25%）の特別償却と、その取得価額の2%（移転型の場合4%）の税額控除との選択適用ができることとする。なお改正地域再生法の施行の日から平成29年3月31日までの期間の税額控除割合は4%（移転型

の場合7%)とする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の調整前法人税額の20%を上限とする。

5. エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却制度

即時償却の措置について、対象資産から太陽光発電設備を除外した上、適用期限を1年延長する。

6. 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却制度

対象法人に次世代育成支援対策推進法の特例基準適合認定を受けた法人を加え、対象資産を一般事業主行動計画に記載された建物及び建物附属設備、車両運搬具並びに器具備品のうち一定のものとし、割増償却率（現行：32%）につき見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

7. 特定都市再生建築物等の割増償却制度

- (1) 都市再開発法の施設建築物に係る措置は、適用期限の到来をもって廃止する。
- (2) 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において行われる都市再生事業により整備される建築物の割増償却率を30%（現行：40%）に引き下げる。
- (3) 雨水貯留浸透利用施設に係る措置について、下水道法の改正に伴い、対象区域を同法の浸水被害対策区域とし、対象施設から浸透性舗装及び補助金等をもって取得等をしたものを除外する。
- (4) 適用期限を2年延長する。

8. 特定地域における工業用機械等の特別償却

- (1) 山村振興法の改正等に伴い、振興山村に係る特別償却の措置について、割増償却ができる措置に改組する。
- (2) 半島振興対策実施地域に係る措置について、半島振興法の改正に伴い、認定半島産業振興促進計画に基づく措置に改組し、適用期限を2年延長する。
- (3) 過疎地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置について、適用期限を2年延長する。

9. 不正行為等に係る費用等の損金不算入

不当景品類及び不当表示防止法の改正による新たな同法の課徴金制度における課徴金及び延滞金について、損金の額に算入しないこととする。

10. 欠損金の繰越控除制度の控除限度額等

- (1) 中小法人等以外の法人の青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、災害による損失金の繰越控除制度の控除限度額を、次のとおり、段階的に引き下げる。
 - ① 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する繰越控除をする事業年度：繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額（現行：100分の80相当額）
 - ② 平成29年4月1日以後に開始する繰越控除をする事業年度：繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額
- (2) 上記(1)の改正に伴い、次の措置を講ずる。
 - ① 更生手続開始の決定があったこと、再生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた法人については、その決定等の日から更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属

する各事業年度については、控除限度額を所得の金額とする。ただし、金融商品取引所への再上場等があった場合におけるその再上場された日等以後に終了する事業年度は対象外とする。

- ② 法人の設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度については、控除限度額を所得の金額とする。ただし、金融商品取引所に上場された場合等におけるその上場された日等以後に終了する事業年度は対象外とする。

(注) 対象となる法人から、大法人による完全支配関係がある法人等を除く。

- (3) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、災害による損失金の繰越期間を10年（現行：9年）に延長する。これに伴い、次の措置を講ずる。

- ① 帳簿書類の保存期間を10年（現行：9年）に延長する。
② 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を10年（現行：9年）に延長する。
③ 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限を10年（現行：9年）に延長する。

(注) (3)の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用する。

11. 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産についてその譲渡の後に土地区画整理事業の換地処分、第一種市街地再開発事業の権利変換等があったことにより本特例の適用を受ける場合には、その譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しないこととする。

12. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

長期所有の土地，建物等から国内にある土地等，建物，機械装置等への買換えについて，次の見直しを行った上，その適用期限を平成29年3月31日まで2年3月延長する。

- ① 買換資産から機械装置及びコンテナ用の貨車を除外する。
- ② 譲渡資産が地域再生法の集中地域以外の地域内にあり，買換資産が次の地域内にある場合の圧縮限度額は，それぞれ次の割合に引き下げる。
 - (イ) 地域再生法に規定する一定の地域 70%
 - (ロ) 集中地域 ((イ)の地域を除く。) 75%

13. 中小企業等の貸倒引当金の特例

- (1) 公益法人等又は協同組合等の特例の適用期限を2年延長する。
- (2) 実質的に債権とみられない金額の計算について基準年度実績による簡便法を用いる場合の基準年度を平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度とする。

14. 福島再開投資等準備金制度の創設

福島復興特措法に規定する認定事業者であるものが，積立期間内の日を含む各事業年度において，避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設，増設，更新又は修繕に要する費用（施設新設等費用）の支出に充てるため，投資予定額の2分の1に相当する金額等を損金経理の方法により福島再開投資等準備金として積み立てたときは，その積み立てた金額を損金の額に算入することができることとする。

15. 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入

消費税の課税の対象に特定仕入れが追加されたことに伴い、消費税法に規定する特定課税仕入れに係る控除対象外消費税額等については、その生じた事業年度の損金の額に算入することとする。

(注) 平成27年10月1日以後に終了する事業年度について適用する。

16. 外国子会社合算税制等の見直し

内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等について、次の見直しを行う。

- (1) 特定外国子会社等に該当することとされるトリガー税率を20%未満（現行：20%以下）に変更する。
- (2) 適用除外基準について、次の見直しを行う。
 - ① 事業基準の判定における被統括会社の範囲に、特定外国子会社等が発行済株式等の50%以上を有する等の要件を満たす内国法人を追加する。
 - ② 事業基準の判定における事業持株会社の要件に、次に掲げる割合のいずれかが50%を超えていることを追加する。
 - ・ 統括会社が有する外国法人である被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額とその統括会社が有する全ての被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額に対する割合
 - ・ 統括会社が外国法人である被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額とその統括会社が全ての被統括会社に対して行う統括業務に係る対価の額の合計額に対する割合
 - ③ 事業基準の判定における統括会社の要件のうち、2以上の被統括会社に対して統括業務を行っていることと

する要件について、複数の被統括会社（外国法人である2以上の被統括会社を含む場合に限る。）に対して統括業務を行っていることとする。

- ④ 非関連者基準の判定における卸売業を主たる事業とする統括会社が行う取引に係る非関連者の範囲を外国法人である被統括会社に限定する。
- (3) 適用除外基準の適用がある旨を記載した書面の添付がない確定申告書の提出があり、又はその適用がある旨を明らかにする資料等を保存していない場合においても、税務署長がその添付又は保存がなかったことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があった場合に限り、適用除外基準を適用することができることとする。

17. 法人税の税率の引下げ等

法人税の税率を23.9%（現行：25.5%）に引き下げる。また、中小法人・公益法人等・協同組合等の軽減税率の特例（年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%）の適用期限は、2年延長する。

18. 連結納税の承認及び青色申告の承認

- (1) 連結納税の承認を受けている法人は、退職年金等積立金に対する法人税に係る申告書を青色申告書により提出できることとする。
- (2) 法人が連結納税の承認を取り消された場合には、税務署長は必ずその法人の青色申告の承認も取り消すことを明確化する。

19. 土地の譲渡等がある場合の特別税率

適用除外の対象に、国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められた特定事業に係る一定の事業を行う者に対する土地等の譲渡でその譲渡に係る土地等が当該再開発事業の用に供されるものを加える。

(注) 平10.1.1 から平29.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しない。

20. 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）

- (1) 試験研究費の総額に係る税額控除及び中小企業技術基盤強化税制における税額控除限度額を、当期の調整前法人税額の25%（改正前20%）相当額に引き上げる。
- (2) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。
 - ① 税額控除限度額を、試験研究費の総額に係る税額控除及び中小企業技術基盤強化税制とは別枠で、当期の調整前法人税額の5%相当額とする。
 - ② 税額控除割合を次のとおり引き上げる。
 - (イ) 特別試験研究機関等と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る一定の試験研究費の額 30%
 - (ロ) (イ)以外のもの 20%
 - ③ 特別試験研究費の範囲の見直しを行う。
 - ④ 繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度を廃止する。

21. 雇用者の数が増加した場合の税額控除制度

- (1) 青色申告書を提出する法人で改正地域再生法の施行の日から平成30年3月31日までの間に地方活力向上地域特定

業務施設整備計画の認定を受けた日から2年以内の日を含む事業年度において、一定の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法に規定する適用事業を行っている場合には、地方事業所基準雇用者数に50万円（又は20万円）を乗じて計算した金額を法人税額から控除することができることとする。

- (2) 青色申告書を提出する法人で認定事業者（移転型計画の認定を受けた法人に限る。）であるもののうち上記(1)の特例の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける事業年度以後の各適用年度において、雇用保険法に規定する適用事業を行っている場合には、地方事業所特別基準雇用者数に30万円を乗じて計算した金額を法人税額から控除することができることとする。
- (3) (1)(2)において、その事業年度の調整前法人税額の30%相当額（基準雇用者数に係る特別控除額又は地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を限度とする。
- (4) 上記(1)の特例の適用を受ける場合の法人税額の特別控除額については、40万円に基準雇用者数から上記(1)の特例の適用に係る地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となった地方事業所基準雇用者数を控除した数を乗じて計算した金額とする。

22. 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度

雇用者給与等支給増加割合の要件について、次の見直しを行う。

法人の区分	雇用者給与等支給増加割合
中小企業者等又は中小連結親法人及びその連結子法人	平成28年4月1日以後に開始する適用年度について、3%以上（現行：5%以上）
上記以外の法人	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度について、4%以上（現行：5%以上）とする。

23. 適用期限の延長・適用の廃止

- (1) 以下の制度について、見直しを行った上、適用期限を2年延長する。
 - ・ 特定中小企業者等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除（措法42の12の3）
 - ・ 特定設備等の特別償却（措法43）
 - ・ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却（措法44）
 - ・ 共同利用施設の特別償却（措法44の3）
 - ・ 医療用機器の特別償却（措法45の2）
 - ・ 倉庫用建物等の割増償却制度（措法48）
- (2) 特定信頼性向上設備等の特別償却について、見直しを行った上、適用期限を1年2月延長する（措法44の5）。
- (3) 以下の措置は適用期限の到来をもって廃止する。
 - ・ 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は税額控除（措法42の12の2）
 - ・ 特定農産加工品生産設備等の特別償却制度における新用途米穀加工品等製造設備に係る措置（措法44の4）
 - ・ 支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却（措法46の2）
 - ・ 認定研究開発事業法人等の課税の特例（措法61）

③ 所得税

1. 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）の創設
 - (1) 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、次に掲げる未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に支払を受けるべき当該未成年者口座内上場株式等の配当等及び当該期間内に売委託等の方法により譲渡した当該未成年者口座内上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さない。
 - (イ) 非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等
当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間
 - (ロ) 継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等
当該継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日までの間
 - (2) 非課税管理勘定は、平成28年から平成35年までの各年（その年1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。）に設けることができるとし、毎年80万円を上限に、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の年分の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。
 - (3) 継続管理勘定は、平成36年から平成40年までの各年（その年1月1日において20歳未満である年に限る。）に設けることができるとし、毎年80万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。

2. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）

非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額を、120万円（現行：100万円）に引き上げる等、所要の改正を行う。

3. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

国外転出をする居住者が、有価証券等を有する場合又は未決済デリバティブ取引等に係る契約を締結している場合には、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、当該国外転出の時に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額により当該有価証券等の譲渡又は当該未決済デリバティブ取引等の決済があったものとみなす。

区 分	譲渡・決済したものとみなされる金額
当該国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までには納税管理人の届出をした場合等	当該国外転出の時における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして算出した利益の額若しくは損失の額
上記以外の場合	当該国外転出の予定日の3月前の日における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして算出した利益の額若しくは損失の額

4. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

次に掲げる住宅取得等に係る措置について適用期限を平成31年6月30日まで延長する。

- ① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
- ② 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の

所得税額の特別控除の控除額に係る特例

- ③ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- ④ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- ⑤ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- ⑥ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

5. 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
実績判定期間にその設置する特定学校等の定員が5,000人に満たない事業年度（特定事業年度）を有する学校法人又は社会福祉法人に係るいわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件について、次の改正を行う。

- (1) 実績判定期間内の判定基準寄附者数が年平均100人以上とする要件の当該判定基準寄附者数は、特定事業年度における判定基準寄附者数に5,000を乗じてこれを当該定員等の総数で除して計算する。
- (2) 実績判定期間内の各事業年度における当該判定基準寄附者からの寄附金の額の総額に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が30万円以上であることを要件に加える。

6. 非居住者である親族に係る障害者控除，配偶者控除，配偶者特別控除又は扶養控除の適用

- (1) 確定申告において、非居住者である親族に係る障害者控除，配偶者控除，配偶者特別控除又は扶養控除の適用を受ける居住者は、これらの控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類及びその非居

住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を確定申告書に添付等しなければならないこととする。

- (2) 給与等又は公的年金等に係る源泉徴収税額の計算において非居住者である親族に係る配偶者控除、扶養控除又は障害者控除に相当する控除の適用を受ける居住者はこれらの控除に係る非居住者である親族がその居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出等しなければならないこととする。
- (3) 給与等の年末調整において、非居住者である親族に係る障害者控除、配偶者控除、扶養控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする居住者は、これらの控除に係る非居住者である親族がその居住者と生計を一にすることを明らかにする書類等を提出等しなければならないこととする。
- (4) 給与所得者の扶養控除等申告書等の記載事項及び給与所得の源泉徴収税額表等について、所要の整備を行う。

7. 住民票の写し等を添付する確定申告書等

適用の際に、確定申告書等に住民票の写し等を添付することとされている次の特例について、一定の場合を除き、その添付を要しないこととする。

- ① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ② 居住用財産の譲渡所得の特別控除
- ③ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ④ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
- ⑤ 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

- ⑥ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ⑦ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ⑧ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- ⑨ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- ⑩ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

8. 所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認の方法

次の場合の本人確認の方法について、本人確認書類の提示に代えて、その個人の署名用電子証明書その他の電磁的記録を送信する方法によることができることとする。

- ① 利子等又は配当等を受領する場合
- ② 特定口座開設届出書等を提出する場合
- ③ 国外送金等に係る告知書を提出する場合

4 相続税・贈与税

1. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設に伴う措置

- (1) 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限の延長を受ける個人が死亡した場合又は財産の贈与をした場合には、相続若しくは遺贈又は贈与前5年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたものとみなす。
- (2) 贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の適用を受ける者から贈与により

財産を取得した受贈者又は当該納税猶予の適用を受ける相続人が死亡した場合又は財産の贈与をした場合には、当該受贈者又は相続人は、相続若しくは遺贈又は贈与前5年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたものとみなす。

2. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

非課税限度額を次のとおりとした上、適用期限を平成31年6月30日まで延長する。

- ① 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の取得等に 係る契約の締結期間	省エネルギー性・耐震性・ バリアフリー性を備えた 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
平成28年10月～ 平成29年9月	3,000万円	2,500万円
平成29年10月～ 平成30年9月	1,500万円	1,000万円
平成30年10月～ 平成31年6月	1,200万円	700万円

② 上記①以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	省エネルギー性・耐震性・バリアフリー性を備えた住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
～平成27年12月	1,500万円	1,000万円
平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円
平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円
平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円

3. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の個人が、その直系尊属と信託会社との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合、その直系尊属からの贈与により取得した金銭を結婚・子育て資金管理契約に基づき銀行等に預金若しくは貯金として預入をした場合又は結婚・子育て資金管理契約に基づきその直系尊属からの贈与により取得した金銭等では有価証券を購入した場合には、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分については、贈与税の課税価格に算入しないこととする。

4. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

次の見直しを行った上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長する。

- ① 特例の対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。

- ② 金融機関への領収書等の提出について、領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、当該領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することができることとする。

5. 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度

経営贈与承継期間経過後に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額を免除する。

5 消費税

1. 輸出物品販売場制度の見直し

(1) 手続委託型輸出物品販売場制度の創設

輸出物品販売場について、その販売場において免税販売する物品の免税手続（免税販売手続）を免税販売手続を行う事業者が代理させることができることとする。

なお、他の事業者が経営する販売場における免税販売手続を代理する事業者は、その販売場が所在する特定商業施設内に設けた施設設備（免税手続カウンター）において免税販売手続を行うことにつき、納税地の所轄税務署長の承認を受け、「承認免税手続事業者」となることとする。

(2) 事前承認港湾施設内における輸出物品販売場に係る届出制度の創設

国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客の輸送の用に供される船舶（外航クルーズ船等）が寄港する港湾の港湾施設内に、場所及び期限を定めて臨時販売場を設置しよう

とする事業者(輸出物品販売場を経営する事業者に限る。)が、あらかじめ臨時販売場を設置する見込みの港湾施設について納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合において、その設置日の前日までに臨時販売場を設置する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなして免税販売を行うことができることとする。

2. 国境を越えた役務の提供等に対する課税の見直し

(1) 課税対象

資産の譲渡等のうち次に掲げる資産の譲渡等(特定資産の譲渡等)を課税対象から除くとともに、事業者が事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等(特定仕入れ)を加える。

- ① 国外事業者が行う電気通信利用役務の提供(資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる役務の提供をいう。)のうち、事業者向け電気通信利用役務の提供
- ② 資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇等の役務の提供(特定役務の提供)

(2) 内外判定基準

- ① 電気通信利用役務の提供が国内で行われたかどうかの判定は、当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等又は本店等の所在地で行う。
- ② 特定仕入れが国内で行われたかどうかの判定は、当該特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、当該役務の提供が国内で行われたかどうかの判定による。

(3) 納税義務者

課税資産の譲渡等のうち特定資産の譲渡等を納税義務の対象から除くとともに、特定課税仕入れ(課税仕入れのうち特

定仕入れに該当するもの)を行った事業者に納税義務を課する。

(4) 国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置

① 新消費税法適用日以後に行う課税仕入れのうち、国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）に係るものについては、当分の間、仕入税額控除制度は適用しない。ただし、下記②の登録国外事業者から受けた場合には、当該登録国外事業者の登録番号等が記載された請求書等の保存等を要件として、仕入税額控除制度の適用を認める。

② 登録国外事業者制度

イ 電気通信利用役務の提供を行い、又は行おうとする国外事業者は、その納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に申請書を提出し、国税庁長官の登録を受けることができる。

ロ 国税庁長官は、国外事業者登録簿に氏名、登録番号及び登録年月日等を登載して登録を行い、当該国外事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

ハ 国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所等を国内に有しないこと、又は消費税に関する税務代理人がないことその他一定の要件に該当する場合には、国税庁長官は登録を拒否することができる。

ニ 登録国外事業者が国外事業者に該当しなくなったことその他一定の要件に該当する場合には、国税庁長官は登録を取り消すことができる。

ホ 登録国外事業者が、登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、小規模事業者の納税義務の免除の特例を適用しない。

(5) 特定課税仕入れに関する経過措置

① 国内において特定課税仕入れを行う事業者の新消費税法適用日を含む課税期間以後の各課税期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）において、課税売上割合が100分の95以上である場合には、当分の間、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れはなかったものとして、改正後の制度を適用する。

② 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）を受ける課税期間における仕入控除税額の計算については、当分の間、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れはなかったものとして、改正後の制度を適用する。

(6) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、特定役務の提供に係る部分を除き、新消費税法適用日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物について適用し、特定役務の提供に係る部分については、平成28年4月1日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用する。

3. 消費税率の10%への引上げ時期の変更等

消費税率（国・地方）の10%への引上げの施行日を平成29年4月1日とする。

あわせて、総額表示義務の特例の適用期限を平成29年3月31日から平成30年9月30日まで延長する。

6 地方税

1. 外形標準課税の拡大等

(1) 法人事業税の税率の改正

資本金の額又は出資金の額〔資本金〕1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率を次のとおりとする。

		現 行	改 正 後	
			平成27年度	平成28年度～
付加価値割		0.48%	0.72%	0.96%
資本割		0.2%	0.3%	0.4%
所 得 割	年400万円以下の所得	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)
	年400万円超800万円以下の所得	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
	年800万円超の所得	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)

(注1) 所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率は適用されない。

(2) 地方法人特別税の税率の改正

資本金1億円超の普通法人の地方法人特別税の税率を次のとおりとする。

	現 行	改 正 後	
		平成27年度	平成28年度～
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	67.4%	93.5%	152.6%

(3) 資本割の課税標準の見直し等

現行の資本割の課税標準である資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を資本割の課税標準とする。

法人住民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずるとともに、当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とする。

(4) 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について、その雇用者給与等支給増加額をもとに付加価値割の課税標準から控除できることとする。

(5) 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下の法人について、2年間に限り負担増を原則2分の1に軽減する。

2. 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴う措置

空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により所有者等に勧告がされた特定空家等の敷地の用に供する土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外する。

3. 個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）

(1) 特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の2割（現行：1割）に引き上げる。

(2) 平成27年4月1日以後に支出する地方団体に対する寄附金について、当分の間、個人の道府県民税及び市町村民

税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができる特例を創設する。

●健康保険・厚生年金保険の保険料額表

(平成27年9月分～)

(単位：円)

標準報酬			報酬月額		健康保険料率 (全国健康保険協会)		厚生年金保険料率 (一般の被保険者)			
等級	月額(A)	日額	円以上	円未満	全都道府県別	17.828%				
					全額	折半額	全額	折半額		
1	58,000	1,930		～63,000	標準報酬月額(A)に次頁の都道府県別健康保険料率を介護保険第2号被保険者か否かを判断し、該当率を乗じた金額					
2	68,000	2,270	63,000	～73,000						
3	78,000	2,600	73,000	～83,000						
4	88,000	2,930	83,000	～93,000						
5(1)	98,000	3,270	93,000	～101,000					17,471.44	8,735.72
6(2)	104,000	3,470	101,000	～107,000					18,541.12	9,270.56
7(3)	110,000	3,670	107,000	～114,000					19,610.80	9,805.40
8(4)	118,000	3,930	114,000	～122,000					21,037.04	10,518.52
9(5)	126,000	4,200	122,000	～130,000					22,463.28	11,231.64
10(6)	134,000	4,470	130,000	～138,000					23,889.52	11,944.76
11(7)	142,000	4,730	138,000	～146,000					25,315.76	12,657.88
12(8)	150,000	5,000	146,000	～155,000					26,742.00	13,371.00
13(9)	160,000	5,330	155,000	～165,000					28,524.80	14,262.40
14(10)	170,000	5,670	165,000	～175,000					30,307.60	15,153.80
15(11)	180,000	6,000	175,000	～185,000					32,090.40	16,045.20
16(12)	190,000	6,330	185,000	～195,000					33,873.20	16,936.60
17(13)	200,000	6,670	195,000	～210,000					35,656.00	17,828.00
18(14)	220,000	7,330	210,000	～230,000					39,221.60	19,610.80
19(15)	240,000	8,000	230,000	～250,000					42,787.20	21,393.60
20(16)	260,000	8,670	250,000	～270,000					46,352.80	23,176.40
21(17)	280,000	9,330	270,000	～290,000					49,918.40	24,959.20
22(18)	300,000	10,000	290,000	～310,000					53,484.00	26,742.00
23(19)	320,000	10,670	310,000	～330,000					57,049.60	28,524.80
24(20)	340,000	11,330	330,000	～350,000					60,615.20	30,307.60
25(21)	360,000	12,000	350,000	～370,000					64,180.80	32,090.40
26(22)	380,000	12,670	370,000	～395,000					67,746.40	33,873.20
27(23)	410,000	13,670	395,000	～425,000					73,094.80	36,547.40
28(24)	440,000	14,670	425,000	～455,000					78,443.20	39,221.60
29(25)	470,000	15,670	455,000	～485,000					83,791.60	41,895.80
30(26)	500,000	16,670	485,000	～515,000					89,140.00	44,570.00
31(27)	530,000	17,670	515,000	～545,000					94,488.40	47,244.20
32(28)	560,000	18,670	545,000	～575,000					99,836.80	49,918.40
33(29)	590,000	19,670	575,000	～605,000					105,185.20	52,592.60
34(30)	620,000	20,670	605,000	～635,000					110,533.60	55,266.80
35	650,000	21,670	635,000	～665,000						
36	680,000	22,670	665,000	～695,000						
37	710,000	23,670	695,000	～730,000						
38	750,000	25,000	730,000	～770,000						
39	790,000	26,330	770,000	～810,000						
40	830,000	27,670	810,000	～855,000						
41	880,000	29,330	855,000	～905,000						
42	930,000	31,000	905,000	～955,000						
43	980,000	32,670	955,000	～1,005,000						
44	1,030,000	34,330	1,005,000	～1,055,000						
45	1,090,000	36,330	1,055,000	～1,115,000						
46	1,150,000	38,330	1,115,000	～1,175,000						
47	1,210,000	40,330	1,175,000	～						

* 詳しくは、日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) でご確認ください。

都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会）

（平成27年4月分～）

（単位：％）

都道府 県名	健康保険料率		都道府 県名	健康保険料率	
	介護保険第2号 被保険者に該当 しない方	介護保険第2号 被保険者に該当 する方		介護保険第2号 被保険者に該当 しない方	介護保険第2号 被保険者に該当 する方
北海道	10.14	11.72	滋賀県	9.94	11.52
青森県	9.98	11.56	京都府	10.02	11.60
岩手県	9.97	11.55	大阪府	10.04	11.62
宮城県	9.96	11.54	兵庫県	10.04	11.62
秋田県	10.06	11.64	奈良県	9.98	11.56
山形県	9.97	11.55	和歌山県	9.97	11.55
福島県	9.92	11.50	鳥取県	9.96	11.54
茨城県	9.92	11.50	鳥根県	10.06	11.64
栃木県	9.95	11.53	岡山県	10.09	11.67
群馬県	9.92	11.50	広島県	10.03	11.61
埼玉県	9.93	11.51	山口県	10.10	11.68
千葉県	9.97	11.55	徳島県	10.10	11.68
東京都	9.97	11.55	香川県	10.11	11.69
神奈川県	9.98	11.56	愛媛県	10.03	11.61
新潟県	9.86	11.44	高知県	10.05	11.63
富山県	9.91	11.49	福岡県	10.09	11.67
石川県	9.99	11.57	佐賀県	10.21	11.79
福井県	9.93	11.51	長崎県	10.07	11.65
山梨県	9.96	11.54	熊本県	10.09	11.67
長野県	9.91	11.49	大分県	10.03	11.61
岐阜県	9.98	11.56	宮崎県	9.98	11.56
静岡県	9.92	11.50	鹿児島県	10.02	11.60
愛知県	9.97	11.55	沖縄県	9.96	11.54
三重県	9.94	11.52			

- * 1. 40歳から65歳未満の方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料（1.58％）が加わり、上記表の右欄になります。
- * 2. 各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）に掲載されています。
- * 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせ下さい。

